

管理者の職務を代理する職務代理人及び職員を定める規則

(平成6年指宿広域市町村圏組合規則第3号)

改正 平成17年指宿広域市町村圏組合規則第5号  
平成19年指宿広域市町村圏組合規則第1号  
平成19年指宿広域市町村圏組合規則第2号  
平成25年指宿広域市町村圏組合規則第2号  
平成25年指宿広域市町村圏組合規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第152条の規定に基づき、管理者の職務を代理する者及び、上席の職員について定めるものとする。

(管理者の職務代理人)

第2条 法第152条第1項の規定による管理者の職務を代理する副管理者の順序は次のとおりとする。

第1順位 南九州市長の職にある者

第2順位 指宿市の副市長の職にある者

(管理者の職務代理職員の指定)

第3条 法第152条第2項の規定による管理者の職務を代理する職員は、事務局長とする。

(上席の職員)

第4条 法第152条第3項の規定に基づいて管理者の職務を代理する上席の職員の順序は、事務局次長、主幹の順とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年指宿広域市町村圏組合規則第5号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年指宿広域市町村圏組合規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年指宿広域市町村圏組合規則第2号）

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則 （平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成25年12月1日指宿広域市町村圏組合規則第17号）

この規則は、平成25年12月1日から施行する。